# ＪＰＴＥＣ九州規約

## 第１章 総則

（名称等）

第１条 本会は、「ＪＰＴＥＣ九州」と称する。

２ 本会が業務を実施する区域は、福岡県、佐賀県､長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県とする。

（事務所）

第２条 本会は、事務局長の住所に置く。

（目的）

第３条 本会は、我が国の病院前救護における救急隊員等の観察・処置能力の向上を通じ、外傷患者の救命率の向上と早期社会復帰に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、一般社団法人ＪＰＴＥＣ協議会（以下「協議会」という。）と提携し、次の事業を行う。

（１）研修会の開催

（２）講演会の開催、出版物の発行、インターネットを利用した情報提供等による普及啓発活動

（３）会員相互及び関連組織との連絡及び提携

（４）国内外の関係団体との交流・協力活動

（５）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業で幹事会が承認したもの

（コースの開催等）

第４条 本会は、協議会との協定に基づき、前条第１号の研修会として、第１条第２項の区域に住所又は勤務先の所在地を有する者を対象に、次に掲げる研修会（以下「コース」という。）を開催する。

（１）ＪＰＴＥＣプロバイダーコース

（２）ＪＰＴＥＣプロバイダー更新コース

（３）ＪＰＴＥＣインストラクターコース

（４）ＪＰＴＥＣミニコース

（５）ＪＰＴＥＣファーストレスポンダーコース

## 第２章 会員

第５条 本会の推薦に基づいて協議会によりＪＰＴＥＣインストラクターの登録を受けた者は、同時に本会の会員となる。

２ 会員は、本会のコースにおいて、指導を担当する。

３ 会員は、届け出ていつでも退会することができる。この場合において、会員は、協議会に対しても、その定めるところにより退会の届出をしなければならない。

４ 協議会によりＪＰＴＥＣインストラクターの登録を取り消された者は、同時に本会の会員の地位を失う。当該登録の有効期間が更新されずに途過したときも、同様とする。

５ 代表は、会員にＪＰＴＥＣインストラクターとしてふさわしくない非行があると認めるときは、幹事会の決定を経て、協議会に対し当該会員の除名を求めることができる。

## 第３章 役員

（役員）

第６条 本会に次の各号に掲げる役員を置き、当該役員の人数は当該各号に定めるところによる。

（１） 代表 １人

（２） 副代表 ２人

（３） 監事 ２人

（４） 幹事 １６人（各県２名）

（５） 世話人 適当数

（６） 事務局長 １人

（７） 副事務局長 １人

２ 代表は、幹事会で候補者の中から選挙で選出する。

３ 副代表は、代表が幹事会の同意を得て委嘱する。

４ 監事は、幹事会で候補者の中から選挙で選出する。

５ 幹事は、各県で世話人のうちから２名を互選して選出する。ただし、代表、副代表、監事及び事務局長が選出された県にあっては、その数を限度に補充することができる。

６ 世話人は、インストラクター有資格者の中から世話人２名が連名で推薦し、世話人会の同意を得て代表が委嘱する。

７ 事務局長及び副事務局長は、代表が幹事会の同意を得て委嘱する。

８ 役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

９ 代表は、役員に役員としてふさわしくない非行があると認めるときは、幹事会の決定を経て、当該役員を解任することができる。

10 第２項、第４項及び第５項に規定する互選の方法については別に定める。

（職務）

第７条 代表は、本会を代表し、その業務を総理する。

２ 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、あらかじめ代表が定めた順序によりその職務を代行する。

３ 監事は、決算を審査し、並びに他の役員の業務の執行状況及び本会の財産の状況を監査する。

４ 幹事は、幹事会の決定に基づき、幹事会の業務を分担する。

５ 世話人は、世話人会の決定に基づき、本会の業務を分担する。

６ 事務局長は、命を受け、本会の事務を掌理する。

７ 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

（評議員）

第８条 評議員は、代表が、本会の幹事及び日本救急医学会九州地方会の役員のうちから、幹事会の決定を経て委嘱する。

２ 評議員の任期については、第６条第８項の規定を準用する。

３　評議員は、評議員会を構成する。

４　代表は、評議員に評議員としてふさわしくない非行があると認めるときは、幹事会の決定を経て、当該評議員を解任することができる。

（報酬）

第９条 役員は、無報酬とする。

## 第４章 議決機関等

（世話人会）

第１０条 世話人会は、この規約で定める事項を審議し、決定する。

２　世話人会は、世話人をもって構成する。監事は、世話人会に出席することができる。

３　世話人会の議長は、代表が務める。

４　世話人会は、代表が、随時招集する。ただし、議案を示して、持ち回りで審議すること及びインターネット等を用いて審議することを妨げない。

５　世話人の数の３分の１以上の世話人が、世話人会の目的たる事項及び招集理由を示した書面を代表に提出して、世話人会の招集を請求したときは、代表は、世話人会を招集しなければならない。

６　世話人会は、過半数の世話人が出席しなければ、開くことができない。この場合において、世話人会に欠席する世話人があらかじめ代表に委任状を提出したときは、その世話人は出席したものとみなす。

７　世話人会の議事は、出席した世話人の過半数の賛成により決する。

（幹事会）

第１１条 幹事会は、本会の運営及び業務に係るすべての重要事項を審議し、決定する。

２　幹事会は、代表、副代表、幹事、事務局長及び副事務局長をもって構成する。監事は、幹事会に出席することができる。

３　幹事会の議長は、代表が務める。

４　幹事会は、代表が、毎事業年度定期に招集する。

５　幹事会は、代表が、随時招集する。ただし、議案を示して、持ち回りで審議すること及びインターネット等を用いて審議することを妨げない。

６　幹事会の構成員の数の３分の１以上の者が、幹事会の目的たる事項及び招集理由を示した書面を代表に提出して、幹事会の招集を請求したときは、代表は、幹事会を招集しなければならない。

７　幹事会は、過半数の構成員が出席しなければ、開くことができない。この場合において、幹事会に欠席する構成員があらかじめ代表に委任状を提出したときは、その構成員は出席したものとみなす。

また、所属する県の他の世話人による代理出席を妨げない。

８　幹事会の議事は、出席した構成員の過半数の賛成により決する。

（評議員会）

第１２条 評議員会は、本会の運営及び業務に関し、代表の諮問に応じ、代表に対し、意見を具申する。

２　評議員会の議長は、本会の副代表の中から互選により選出する。

３　評議員会は、代表が、必要に応じ、幹事会の決定を経て、招集する。

４　評議員以外の役員は、評議員会に出席することができる。

５　評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の賛成により決する。

（事務局）

第１３条 本会の業務を実施するため、本会に、事務局を置く。

２ 事務局長及び副事務局長以外の事務局の職員は、代表が任命する。

## 第５章 業務

（コースの基準）

第１４条 本会の開催するコースは、協議会が定める基準に基づいて実施する。

（ＪＰＴＥＣプロバイダーの認定）

第１５条 本会は、ＪＰＴＥＣプロバイダーコースを修了し、協議会が定める所定の基準を満たした者をＪＰＴＥＣプロバイダーとして認定し、事務局に備え置く名簿に登録する。

２　前項の登録の有効期間及び更新については、協議会が定めるところによる。

３　本会は、ＪＰＴＥＣプロバイダーの認定を受けた者に対し、別に定めるところにより、認定証を交付する。

（ＪＰＴＥＣインストラクターの推薦等）

第１６条 本会は、ＪＰＴＥＣプロバイダーの認定を受けて登録されている者で、所定の基準を満たした者がＪＰＴＥＣインストラクターコースを修了したときは、ＪＰＴＥＣプレインストラクターとして事務局に備え置く名簿に登録する。

２　前項の登録の有効期間及び更新については、協議会が定めるところによる。

３　本会は、ＪＰＴＥＣプレインストラクターの登録を受けている者が当該登録の有効期間中にＪＰＴＥＣプロバイダーコースにおいて指導を担当した場合において、その指導能力を評価し、良好と認めるときは、協議会に対し、ＪＰＴＥＣインストラクターとして推薦する。

４　本会は、協議会によりＪＰＴＥＣインストラクターの登録を受けている者が当該登録の有効期間中コースにおいて２回（１コースを複数の日にわたり指導を担当した場合はコースの最終日をコース開催日としてその１コースを、１日に複数コースの指導を担当した場合は１日の複数コースを、１回とみなす。）以上指導を担当したときは、協議会が定めるところにより、協議会に対し、ＪＰＴＥＣインストラクターとして再推薦する。

（資格及び登録の有効期間の特例）

第１７条 代表は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、世話人会の議により、ＪＰＴＥＣプロバイダー、ＪＰＴＥＣプレインストラクター及びＪＰＴＥＣインストラクターの資格又は登録の有効期間の延長を、ＪＰＴＥＣ協議会代表理事へ要請することができる。

（手数料）

第１８条 本会は、コースの実施に関し、次に掲げる所定の手数料を収受する。

（１）ＪＰＴＥＣプロバイダーコース受講手数料

（２）ＪＰＴＥＣインストラクターコース受講手数料

（３）ＪＰＴＥＣプロバイダー登録更新手数料

（４）ＪＰＴＥＣプロバイダー認定証再交付手数料

（５）ＪＰＴＥＣミニコース受講手数料

（６）ＪＰＴＥＣファーストレスポンダーコース受講手数料

## 第６章 会計

（事業計画及び予算）

第１９条 代表は、毎事業年度、幹事会の決定を経て、事業計画及び予算を作成し、世話人会に報告しなければならない。

２　事業年度開始後やむを得ない事情により事業計画を変更し、又は予算を補正しなければならないときは、代表は、幹事会の決定を経て、事業計画を変更し、又は予算を補正することができる。

３　代表は、毎事業年度終了後決算報告書を作成し、幹事会の決定を経て、世話人会に報告しなければならない。

（財務）

第２０条 本会の財産は、幹事会の決定に基づき、代表が管理する。

２　事務局長は、代表の命を受け、金銭出納簿、備品台帳、預金通帳その他の会計に関する帳簿及び帳票を整備しなければならない。本会に備える会計帳簿は、電磁的方法により記録することができる。

３　本会の支出は、予算の範囲内において、代表の決裁を得て、事務局長が行う。

事務局長は、本会に属する現金が紛失し、又は財産が減損したときは、直ちに代表に報告し、指示を受けなければならない。

代表は、翌会計年度以降における債務負担を内容とする契約を締結しようとするときは、あらかじめ幹事会の決定を経なければならない。

（事業年度）

第２１条 本会の事業年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

## 第７章 改正

第２２条 この規約の改正は、幹事会の決定による。

附 則

１　この規約は、平成１９年１０月２７日から施行する。

２　この規約の施行に伴い、ＪＰＴＥＣ協議会九州支部は、解散する。

３　この規約の施行の際現にＪＰＴＥＣ協議会九州支部の役員である者は、この規約に相当する役員の規定がある場合は、この規約に基づいて本会の当該相当する役員が選任されるまでの間、当該相当する役員の職にあるものとする。

４　この規約は、平成２０年１０月１日から改正施行する。

５　この規約は、平成２１年５月２２日から改正施行する。

６　この規約は、平成２２年５月１４日から改正施行する。

７　この規約は、平成２４年２月１５日から改正施行する。

８　この規約は、平成２６年９月１９日から改正施行する。

９　この規約は、平成２７年５月１５日から改正施行する。

１０　この規約は、平成２８年６月３日から改正施行する。

１１　この規約は、平成３０年６月８日から改正施行する。